

説 明 文 書

下部消化管内視鏡検査 (大腸カメラ検査)

1. あなたの病名と病状

大腸に病変があることを指摘されているか、もしくは疑われている状態です。

2. この検査の目的等

内視鏡的に観察し、大腸のどの辺りにどのような病変があるかを明らかにすることを目的として行います。組織学的な評価が必要なものについては、生検を施行する場合があります。また、治療が必要なものについては、治療適応を判断するために、さらに詳細な観察 (画像強調観察、色素法、拡大内視鏡観察、細径超音波観察など) を行う場合もあります。

3. この検査の内容および注意事項

直径 1.5cm ほどの太さの内視鏡を肛門から挿入し、直腸から盲腸まで、おもに大腸を観察します。

(1) 検査の前処置

- ・検査当日の朝は食事を摂らないでください。水やお茶による水分摂取は差し支えありません。
- ・常用薬の内服は、事前に医師と相談してください (特に抗血栓薬、糖尿病薬など)。
- ・前処置 (腸の洗浄) が十分でない場合には詳細な観察ができませんので、検査前には医師が処方した下剤を飲んでいただきます。前処置薬を処方されている方は、指示された用法で無理せず飲んでください。下剤を飲まれた方は黄色の透明な便とならなければ検査できないため、便がきれいになっていない場合は受付の際に申し出てください。浣腸を追加させていただくことがあります。

(2) 検査の方法

- ・検査の前に下着を脱いで、紙の下着に着替えていただきます。
- ・検査直前に腸の動きを抑えるための注射を行います。患者さんの希望によって鎮静剤を注射することがあります。
- ・肛門に麻酔のゼリーを塗り、肛門の診察をしてから内視鏡を挿入し検査を始めます。検査にかかる時間は腸の状態によって変わりますが、通常は20～60分程度です。お腹の手術を受けたことのある方は、検査が長時間に及ぶ傾向があります。

また癒着が強く、内視鏡挿入時に激しい痛みがある場合には、途中で検査を中止することがあります。

(3) 注意事項

鎮静剤を希望する患者さんは、以下を必ず守ってください。

- ・検査後は看護師の許可があるまで (最低1時間以上)、回復室で安静にいただくことが必要です。
- ・検査翌日の朝まで、車・バイク・自転車の運転は禁止です。また高所での作業も避けて下さい。
- ・階段を上り下りする際は手すりをお持ちいただくなど、足元に十分ご注意ください。
- ・高齢の方は、検査日にはできるだけご家族の同伴をお願いします。

(4) さらなる精密検査について

- ・病理検査に提出するため、生検 (組織の一部をつまむこと) をする場合があります。生検を実施した当日はアルコールや刺激物を避け、消化の良い食事にして下さい。

4. この検査の予定時間

検査予定時間： 20～60分程度

5. この検査に伴う副作用、危険性、合併症

- (1) 内視鏡挿入による粘膜裂傷、出血（生検を含む）、穿孔（腸に穴があくこと）
- (2) 前処置（下剤内服）に伴うアレルギーや腸閉塞および穿孔
- (3) 検査時に使用する薬剤によるアレルギーやショック症状など

日本消化器内視鏡学会が行った第6回全国集計では、これらの偶発症は0.011%で、死亡例は16例(0.0004%)と報告されています。

6. 副作用、合併症、偶発症発生時の対応

副作用、合併症、偶発症が起きた場合には最善の処置を行います。

なお、その際の医療は、保険診療の結果による場合は、通常の保険診療となります。また、自費診療の結果による場合は、自費診療となります。

7. 他の選択肢について

- (1) 予定する検査以外に考えられる手段

バリウムなどを用いた造影検査、CT検査、カプセル型大腸内視鏡などを大腸の観察に用いる場合もあります。

- (2) 代替可能な医療行為の内容・効果・危険性及び予後

(1)については、病気の有無や病変の評価の正確さという点で内視鏡に劣るため、下部消化管内視鏡検査の代替となる検査法とは考えられていません。

- (3) 医学的処置を行わない場合の予後

あらゆる検査を行わない場合、病気の有無や病変の評価を正確に行うことはできません。正確な評価ができなければ、適切な治療を行うこともできず、生命に関わる事態に進展する可能性もあります。

8. 患者さんの自己決定権について

- (1) 患者さんの自己決定権

患者さんには、十分な情報を得た上で、自己の意思に基づいて医療を受け、あるいは拒否する権利があります。検査・治療を受けるかどうかも含め、医療者が実行する検査・治療は、医療者と患者さんの相互理解により、患者さんの医療行為への理解と自主的な同意に基づき、最終的に患者さん自身が自らの価値観に照らして決定するものであり、その決定は尊重されなければなりません。

本日の説明内容について、分からない点などがありましたら、遠慮なく申し出てください。

- (2) 同意した後でも撤回が可能です。

いったん同意書を提出しても、検査・治療が開始されるまでは、本検査・治療を撤回する事ができます。やめる場合にはその旨を依頼元まで連絡してください。